

令和3年度

退職後の医療保険制度

公立学校共済組合宮城支部

給付班(短期給付)

022-211-3676

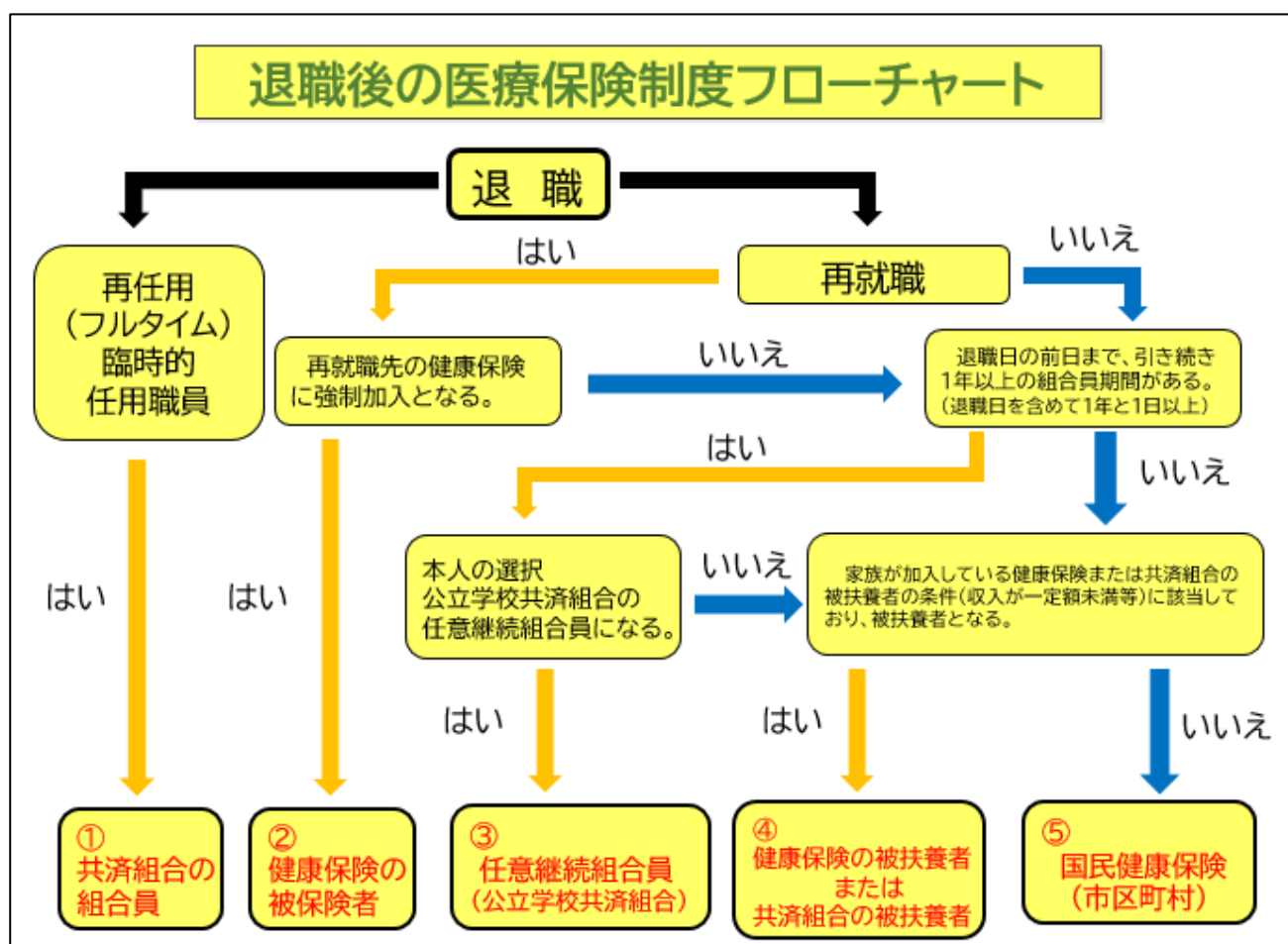


退職後の医療保険制度

退職した日の翌日からは、フルタイムの再任用職員又は臨時的任用職員の方を除き公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。これにより、これまで使用していた組合員証等は所属所に返納していただくことになり、他の医療保険制度に加入しなければなりません。そこで、退職後の医療保険制度で考えられるものについては次のとおりです。

- ① 共済組合の組合員(公立学校共済組合)
- ② 健康保険の被保険者(公立学校共済組合以外の健康保険)
- ③ 任意継続組合員(公立学校共済組合)
- ④ 健康保険の被扶養者又は共済組合の被扶養者
- ⑤ 国民健康保険(市区町村)

この5つの中からご自身がどれに該当するかを次のフローチャートを参考に考えてみてください。



【再任用(再就職)先で加入する医療保険制度】

① 常勤再任用(フルタイム)・臨時的任用職員となる場合

「公立学校共済組合」に継続加入となりますので任意継続組合員の手続きは不要です。

組合員証は現職時のものをそのまま使用することとなり、短期給付(医療保険)や掛金の払込方法等は退職前と同様です。

②-1 再任用短時間勤務職員(週23時間15分勤務)や民間勤務に再就職した場合

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」に加入。

新たな勤務先で加入手続きをしてください。また、宮城県・市町村教育委員会の所属で再任用短時間勤務職員や非常勤職員等で再雇用された場合、雇用条件によっては協会けんぽに加入することになります。加入できるか否かは再就職先に確認してください。

※週15時間30分勤務の再任用職員は加入できません。

②-2 国、私立学校等で常勤職員として任用となった場合

「該当する共済組合」に加入。この場合、再就職先で加入の手続きをしてください。

【自分自身で加入する医療保険制度(再就職先の医療保険制度に加入できなかったとき)】

③ 公立学校共済組合任意継続組合員

退職、常勤再任用終了後に最長2年間、公立学校共済組合員として任意に組合員資格を継続する場合の保険制度です。(組合員期間が1年と1日以上ある組合員のみ)

※掛金(保険料)は退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額が算定基礎額となります。また、被扶養者分の掛金の加算はありません。

※新しい保険証の発行となりますので、現職時使用していた保険証は一度返納していただきます。

④ 家族の健康保険の被扶養者として認定を受ける

家族の勤め先で必要な手続きをします。その際、認定に必要な書類が求められる場合があります。

家族が加入している各健康保険組合の定める給付内容と被扶養者の認定基準等を予め調べておく必要があります。

⑤ 国民健康保険(市区町村)

退職者や自営業者など、職場の健康保険に加入できない方が対象です。

市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きを行います。その際、公立学校共済組合が発行する資格喪失証明書が必要となります。

掛金(保険料もしくは保険税)は1年度分を納めることとなります。

公立学校共済組合の発行する資格喪失証明書が必要な方は、組合員証(保険証)返却時に所属所の事務担当者へご連絡願います。宮城支部では、組合員証回収後、ご自宅へ郵送します。

任意継続組合員制度

組合員資格喪失後に最長で2年間、加入できる制度です。

＜加入資格＞

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であること。
(退職日を含めて1年と1日以上)

＜加入手続き＞

退職の日から起算して20日以内に共済組合に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金を納入すること。

＜給付内容＞

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。ただし、休業給付(介護休業手当金・休業手当金・育児休業手当金)は給付されません。また、傷病手当金と出産手当金に関しては、任意継続組合員加入後に新たに発生したもののみ給付されません。

任意継続組合員の加入手続きの流れ

- 1 「任意継続組合員申出書」は所属所長を経て提出期限内に共済組合へ提出

【「任意継続組合員申出書」提出期限】

令和4年3月31日付け退職の方のうち、任意継続組合員証を令和4年4月1日付け発送希望の方は、下記ⅠとⅡの掛金払込方法等を参考にし、申出書を提出期限までに提出してください。

- Ⅰ：掛金前納(次ページ①又は②)を希望する方…掛金の前納割引あり

【提出期限】令和4年3月4日まで

【掛金払込期限】令和4年3月29日まで

※後日所属所あてに振込用紙のみ郵送させていただき、

任意継続組合員証は令和4年4月1日にご自宅へ郵送します。

振込用紙は、
令和4年3月16日発送予定だよ。



- Ⅱ：Ⅰ以外(次ページ③から⑤)を希望する方…③又は④は掛金の前納割引あり

【提出期限】令和4年3月18日まで

【掛金払込期限】令和4年4月19日まで(4月分のみ)

※令和4年4月1日にご自宅あてに任意継続組合員証と併せて振込用紙を郵送します。

※掛金払込方法①から⑤については次ページをご覧ください。

振込用紙は、任意継続組合員証と一緒に
令和4年4月1日発送予定だよ。



2 任意継続掛金を払込期限内での払い込み

上記Ⅰ・Ⅱの払込期限内に任意継続掛金を納入してください。払込期限内に払い込みが確認できない場合は、任意継続組合員の資格が消滅しますのでご注意ください。

【掛金払込方法】

① 1 2 か月前納

(払込期限：3月31日まで)

② 6 か月前納

(払込期限：3月31日・9月30日まで)

③ 4月・5月から翌年3月分(11か月前納)

(払込期限：4月19日・4月30日まで)

④ 4月・5月から9月・10月から翌年3月分(5か月前納・6か月前納)

(払込期限：4月19日・4月30日・9月30日まで)

⑤ 各月払い

(払込期限：前月末日まで)

※払込期限は休日や祝日によって変更になる場合があります。

※令和2年度より退職手当からの掛金控除はありません。

【任意継続掛金(月額)の算出方法】

任意継続掛金(月額) = AとBのいずれか少ない額 × 定款で定める率

掛金の算定の標準となる額 (A,Bのいずれか少ない額)	定款で定める率(令和3年度)	
A 退職時の標準報酬月額 (退職した月の初日の額)	40歳～64歳	65歳以上 39歳以下
	短期掛金率 84.2/1000 介護掛金率 17.8/1000	短期掛金率 84.2/1000 介護掛金率 徴収しません
B 組合員の平均標準報酬月額 (令和3年度 410,000円)		
令和4年度の平均標準報酬月額は、 令和4年2月中旬に所属所あてお知らせします。		

※定款で定める率が変わる場合もあります。

◎払込金額の計算については公立学校共済組合宮城支部ホームページに掲載してある任意継続掛金額試算表を参考にしてください。

3 任意継続組合員証の発送

前ページの「任意継続組合員申出書」提出期限Ⅰ・Ⅱで申し込んだ方は令和4年4月1日に共済組合からご自宅あて発送予定です。Ⅰ・Ⅱ以外の申し込みの方は令和4年4月1日以降の発送になります。

※4月1日発送予定ですので郵便事情によっては4月2日以降に届くこともありますのでご理解ください。

任意継続2年目の手続き

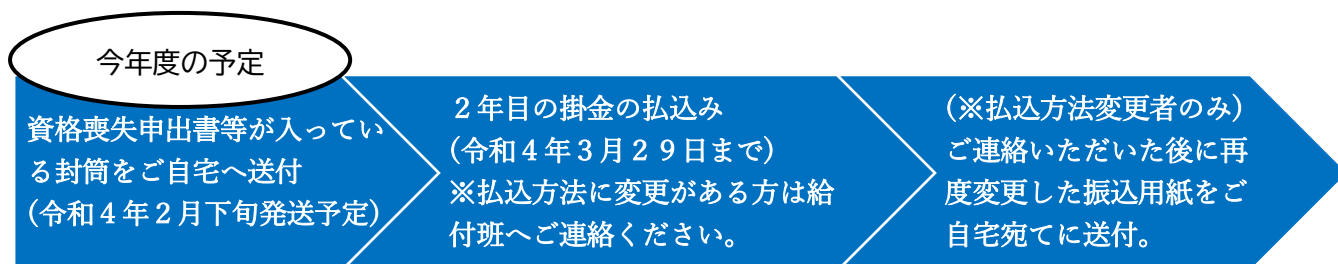
任意継続を2年目も資格を継続する方、又は1年で資格を喪失する方にはそれぞれ手続きがあります。

【2年目も資格を継続する場合】

〈手続き〉

- ・2年目分の掛金を払込期限内までに払い込む
- ・払込方法変更の連絡(必要な方のみ)

※掛金の振込用紙は2月下旬頃に通知文と資格喪失申出書と同封してあります。資格喪失申出書については不要になりますので破棄していただいて構いません。



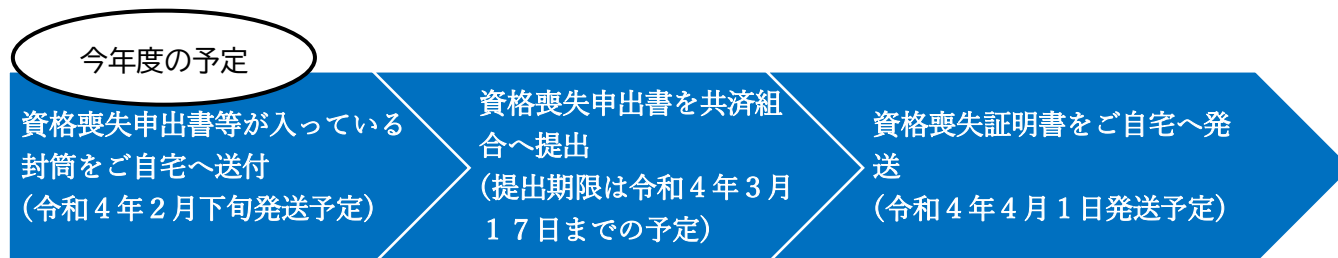
【1年で資格を喪失する場合】

〈提出物〉

- ・任意継続組合員資格喪失申出書
- ・任意継続組合員証

※被扶養者がいる場合は被扶養者証も一緒に提出してください。

※「任意継続組合員資格喪失申出書」は2月下旬ごろに通知文と2年目掛金の振込用紙と同封してあります。振込用紙については不要になりますので破棄していただいて構いません。



任意継続組合員資格を年度途中で喪失するとき

〈提出物〉

- ・任意継続組合員資格喪失申出書
- ・任意継続組合員証(被扶養者がいる場合は被扶養者証も提出)
- ・任意継続掛金還付請求書(該当者のみ)

手続き完了後、資格喪失証明書
(必要な方のみ)ご自宅へ送付。

(※掛金還付がある方のみ)掛金
還付通知書をご自宅へ送付。

共済組合が還付金を指定
された口座へ振り込む。

※任意継続加入後に再就職したり臨時的任用職員等で組合員資格を取得したりして任意継続組合員資格を一度喪失すると、再度任意継続組合員に加入するには新たに組合員期間が1年と1日以上必要になりますのでご注意ください。

国民健康保険制度

国民健康保険は、平成30年4月から県が市町村とともに運営することとなりました。

保険料は、各市町村によって異なり加入者の所得や世帯の資産などにより個人差が出てきます。

〈加入手続き〉

退職した翌日から起算して14日以内に居住地の市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きしてください。

〈提出物〉

- ・資格喪失証明書
- ・マイナンバーのわかるもの(身分証明書等)

〈保険料〉

医療分(基礎賦課額)、支援分(後期高齢者支援金等賦課額)、介護分(介護納付金賦課額)で計算されます。それぞれ所得割・資産割・均等割・平等割から保険料を算出します。

※加入手続きや保険料等については、居住地の市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせいただくか、ホームページ等をご確認ください。

【参考】国民健康保険料の計算方法(仙台市の場合)

〈①令和3年度 医療分保険料(基礎賦課額)〉

区分	令和3年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×7.3%
均等割額	加入者の人数×21,530円
平等割額	世帯ごと 22,130円

最高(賦課)限度額 630,000円(年間)

〈②令和3年度 支援分保険料(後期高齢者支援金等賦課額)〉

区分	令和3年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×2.96%
均等割額	加入者の人数×8,600円
平等割額	世帯ごと 8,840円

最高(賦課)限度額 190,000円(年間)

〈③令和3年度 介護分保険料(介護納付金賦課額)〉

区分	令和3年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×2.61%
均等割額	加入者の人数×8,800円
平等割額	世帯ごと 6,680円

最高(賦課)限度額 170,000円(年間)

※40歳～64歳の加入者のみで計算します。

①・②・③の合計が年間の保険料になります。

保険料の最高(賦課)限度額は、

$630,000 + 190,000 + 170,000 = \underline{990,000}$ 円となります。

国民年金(基礎年金)被保険者

現在の年金制度は、20歳以上60歳未満の国民が国民年金制度(基礎年金)に加入することになります。

組合員の退職と共に、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失しますので、60歳未満の組合員及び配偶者であれば次の手続きが必要となります。

<組合員が再就職し年金制度に加入するとき>

被扶養配偶者は、引き続き第3号被保険者となりますが、再就職先で手続きが必要となります。

ご自身で保険料を納める必要はありません。

<任意継続組合員又は国民健康保険に加入するとき>

被扶養配偶者は、国民年金第1号被保険者となりますので、居住地の市区町村国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

ご自身で保険料を納めます。

国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

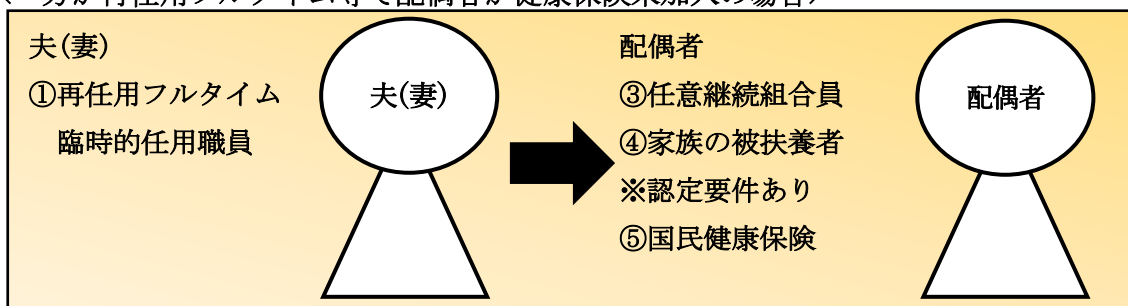
種別	どのような人
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人
第2号被保険者	厚生年金の被保険者(65歳以上で老齢年金を受ける人を除く)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

※手続きについては、被扶養配偶者の将来の年金受給にかかる重要な届出となります。

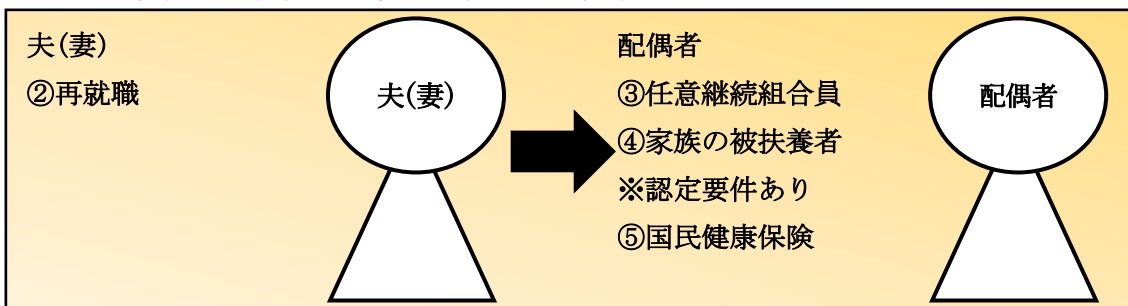
退職後の医療保険制度の例(夫婦共に退職のとき)

配偶者の健康保険加入選択の例になりますので参考にしてください。

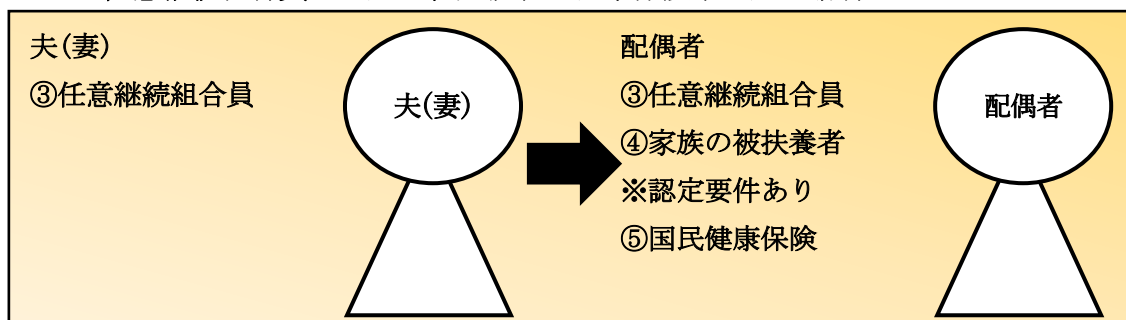
<一方が再任用フルタイム等で配偶者が健康保険未加入の場合>



<一方が再就職で配偶者が健康保険未加入の場合>



<一方が任意継続組合員に加入し、配偶者が健康保険未加入の場合>



※健康保険に加入してはいないが、収入が認定基準額を超えていたり、その他の認定要件を満たしていなかったりすると被扶養者になれないことから③任意継続組合員に加入するか⑤国民健康保険への加入となります。

公立学校共済組合の被扶養者認定要件等について(認定要件の一部)

○収入(①障害年金受給者 ②60歳以上の公的年金等受給者)

- ・月額15万円未満
- ・年額180万円未満

○収入(上記①・②以外)

- ・月額108,334円未満
- ・年額130万円未満

○被扶養者を認定するときは、事実発生日から30日以内に届出を提出してください。

30日を超えると、事実発生日まで遡って認定ができなくなりますのでご注意ください。

※この認定要件については、公立学校共済組合での要件になりますので他の健康保険等の要件については各健康保険担当部署へお問い合わせください。

この他の認定要件については、公立学校共済組合宮城支部のホームページをご覧くださいか、給付班(022-211-3676)までお問い合わせください。

